

第91号議案

春日市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和5年12月1日

春日市長 井 上 澄 和

提案理由

国家公務員の本年度の給与の改定に鑑み、これに準じて、本市の会計年度任用職員の給料について改定を行いたい。これが、この条例案を提出する理由である。

春日市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正
する条例

春日市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第7号)の
一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第5条、第6条関係)

フルタイム会計年度任用職員給料表

職務の級	1級	2級
号給	給料月額	給料月額
	円	円
1	147,100	162,100
2	148,100	163,200
3	149,100	164,400
4	150,100	165,500
5	151,200	166,600
6	152,300	167,700
7	153,400	168,800
8	154,400	169,900
9	155,300	170,900
10	156,400	172,300
11	157,500	173,600
12	158,600	174,900
13	159,500	176,100
14	160,600	177,600
15	161,800	179,100
16	162,900	180,700
17	164,000	181,800

18	165,400	183,200
19	166,700	184,600
20	167,900	186,000
21	169,000	187,300
22	170,200	189,600
23	171,400	191,800
24	172,600	194,000
25	173,700	196,200
26	175,200	197,900
27	176,700	199,400
28	178,200	200,900
29	179,600	202,400
30	181,000	203,800
31	182,500	205,200
32	184,000	206,600
33	185,400	208,000
34	187,100	209,300
35	188,800	210,600
36	190,500	211,900
37	192,200	213,200
38	193,300	214,400
39	194,700	215,600
40	195,800	216,700
41	196,800	217,800
42	198,200	218,900
43	199,400	219,900
44	200,600	220,900
45	202,100	221,800

46	203,100	222,700
47	204,000	223,600
48	205,100	224,500
49	206,200	225,400
50	207,200	226,300
51	208,100	227,200
52	209,100	228,100
53	210,200	228,900
54	211,200	229,800
55	212,100	230,700
56	213,000	231,500
57	213,900	231,800
58	214,500	232,600
59	215,200	233,300
60	216,000	233,900
61	216,800	234,500
62	217,300	235,200
63	217,800	235,800
64	218,300	236,300
65	218,800	236,800
66	219,400	237,300
67	220,000	237,800
68	220,500	238,400
69	220,800	238,900
70	221,100	239,400
71	221,400	239,900
72	221,700	240,400
73	221,900	240,900

74	222,300	241,400
75	222,600	241,800
76	223,000	242,300
77	223,200	242,800
78	223,700	243,300
79	224,000	243,800
80	224,300	244,300
81	224,600	244,700
82	224,900	245,200
83	225,200	245,600
84	225,500	246,000
85	225,800	246,400
86	226,100	246,800
87	226,400	247,200
88	226,700	247,600
89	227,000	248,000
90	227,400	248,500
91	227,700	248,800
92	228,000	249,100
93	228,200	249,400
94	228,500	
95	228,800	
96	229,100	
97	229,300	
98	229,600	
99	229,800	
100	230,100	
101	230,400	

102	230,600
103	230,900
104	231,200
105	231,500
106	232,000
107	232,300
108	232,600
109	232,800
110	233,200
111	233,600
112	233,900
113	234,100
114	234,600
115	235,100
116	235,600
117	235,900
118	236,300
119	236,700
120	237,000
121	237,400

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の春日市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(以下「改正後の条例」という。)別表第1の規定は、令和5年4月1日から適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる会計年度任用職員に係る改正後の条例別表第1の規定は、令和5年12月1日から適用する。
 - (1) 令和5年4月1日から同年11月30日まで(同年12月1日現在において任用されてい

る会計年度任用職員にあつては、当該任用の末日まで)の間における任期の定め
の合計が3月以内の者

- (2) パートタイム会計年度任用職員であつて、改正後の条例第28条第1項及び第2
項に規定する1週間当たりの勤務時間が著しく少ないパートタイム会計年度任用
職員として規則で定めるものに該当するもの

(給与の内払)

- 4 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の春日市
会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給
与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。